

# 総務常任委員長報告

令和3年12月20日

今期定例会において、総務常任委員会に付託されました議案9件のうち、先ほど本会議において議案の撤回が承認されました、

議案第120号 西都市課設置条例の一部改正について を除き、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第117号 専決処分の承認を求めることについて本委員会に付託をされた部分についてであります。

本案は、専決第17号 令和3年度西都市一般会計予算補正（第14号）について、議会の承認を求めようとするものであります。

歳入については、地方交付税8,427万7,000円が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第118号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、専決第18号 令和3年度西都市一般会計予算補正（第15号）について、議会の承認を求めようとするものであります。

歳入については、地方交付税55万円が計上されております。

歳出については、総務費に弁護士業務委託料55万円が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第119号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、専決第19号 令和3年度西都市一般会計予算補正（第16号）について、議会の承認を求めようとするものであります。

歳入については、地方交付税55万円が計上されております。

歳出については、総務費に弁護士業務委託料55万円が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、採決の結果、可否同数のため、委員会条例第17条の規定に基づき、委員長の決するところにより、不承認と決しました。

なお、審査の過程においてある委員より

「本案は行政処分が起因となって発生した弁護士費用であり、正当なものとは言い難いので承認することが出来ない」

との意見がありました。

次に、議案第 121 号 西都市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

であります。

本案は、押印廃止による宣誓の手段の変更に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 122 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

であります。

本案は、職員の派遣先の追加に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程においてある委員より

「これまで国や県の補助金でまちづくりに関する組織が設立されてきた。事業を実施している時は良かったが、補助金がなくなると事業が終了してしまい、これまでの活動やそこで育った人材の継続性が失われると考える。今回の法人への職員派遣の目的の一つに、継続的にまちづくりに取り組む体制の構築が掲げられていると伺った。もとより、まちづくりは官だけでは出来ず、また民間だけでは公益性を伴う部分もあり困難に直面することもあるので、迅速に、継続的に、効果的なまちづくりをするには、人材派遣は組織の行動力に強い力を発揮すると考える。官民が協力して地域活性化及び人口減少に歯止めを果たす目的のため鋭意努力していただきたい。」

また、「今回新たに当該法人への職員を派遣されるにあたっては、行政の立場からのサポートがしっかり発揮出来るよう、関係機関との協力や連携をより一層努めていただきたい。」

との意見・要望がありました。

次に、議案第 127 号 西都市消防団条例の一部改正について  
であります。

本案は、出動報酬の創設に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程においてある委員より

「消防団への出動報酬を整備されるにあたっては、引き続き消防団の運営が適切に行われるよう、消防団との連携強化に努めていただきたい。」との意見・要望がありました。

次に、議案第 128 号

令和 3 年度西都市一般会計予算補正（第 18 号）について  
本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳入について主なものは、国庫支出金 1 億 6,749 万円、

寄付金 4 億 219 万 3,000 円を増額補正し、県支出金 6,045 万 7,000 円を減額補正する予算などが計上されております。

歳出について主なものは、総務費に旧庁舎西棟改修工事費の予算などが計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 133 号 辺地総合整備計画の変更について  
であります。

本案は、東米良・穂北・南方辺地に係る総合整備計画を変更する必要性が生じたため、議会の議決を得ようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。